

1 概要

整備から20年以上が経過し老朽化した現行の署活系無線システムに代えて、音声通信機能を高度化したPSWシステム及びデータ通信機能を活用したPSDシステムを整備し、文字・画像情報や位置情報の活用等による初動対応の高度化を図るものであり、本年度より本格的運用を実施。

2 主な機能

(1) PSW形無線機

- ア 分散基地局の増強によるサービスエリアの拡大
- イ 小型軽量化
- ウ 連続使用時間の延長
- エ 位置情報（GPS機能）による現場警察官等の位置の把握
- オ 防水性能の向上

(2) PSD形データ端末

- ア 文字情報によるわかりやすい把握
- イ 画像情報の活用
- ウ 地図情報による関係箇所の把握
- エ 位置情報（GPS機能）による現場警察官等の位置の把握
- オ 一斉指令による手配
- カ 掲示板情報による周知

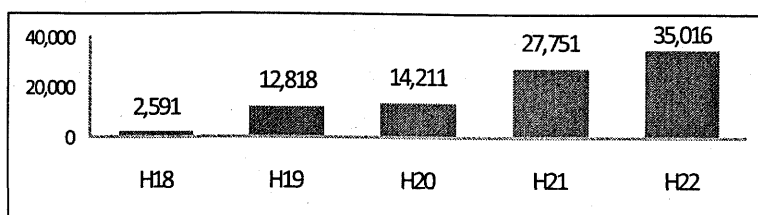
3 今後の活用

- (1) わかりやすくきめ細かな教養・訓練を実施。
- (2) 地域部門・情報管理部門を中心とし、各都道府県のシステムとの連携について積極的に検討。
- (3) PSWシステムについては、施設整備が終了し、無線局の免許手続が完了した各都道府県警察から順次運用を開始し、初動警察活動等において効果的な活用を図る。

1 インターネット上の違法情報の現状

インターネット上には、児童ポルノ、薬物の密売情報等の違法情報が氾濫しており、インターネット・ホットラインセンター（IHC）が運用開始した平成18年6月以降も増加の一途を辿っている。（別添1参照）

IHCに通報された違法情報の推移



2 これまでの違法情報対策と問題点

(1) 違法情報対策

- ・ 警察、IHCからプロバイダ等に対する削除依頼
- ・ 警察による事件化
- ・ 官民一体の広報啓発活動

(2) 問題点

特に、事件化については、IHCからの通報に発信地情報が含まれていないことが多く、捜査を担当すべき都道府県警察が不明確であったなどから、効率的な捜査ができていなかった。

| | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 警察への通報数 | 1,378 | 8,310 | 8,221 | 20,659 | 22,964 |
| 検挙件数 | 5 | 28 | 10 | 110 | 405 |

3 全国協働捜査方式の本格実施

(1) 昨年10月からの試行結果

昨年10月1日から本年5月10日までの試行期間中の検挙は302件で、前年同期比+185件であった。

(2) 本格実施（別添2参照）

- ・ 7月1日を目途に、「情報追跡班」の体制を試行時の3人から22人に強化する。
- ・ 「情報追跡班」は、必要に応じて、差押え・検証を行い、証拠を保全した情報については、速やかに削除要請を行う。

1 被告人

(事件当時20歳)

(事件当時21歳)

2 事案の概要

被告人兩名は、共謀の上、昭和42年8月28日、茨城県北相馬郡利根町布川の被害男性(当時62歳)方において、同人の口に布を押し込み、その頸部に布を巻きつけた上で両手で喉を強く押し拵するなどして同人を窒息死させ、同人所有の現金約10万7,000円を強取したとする強盗殺人等により無期懲役判決が確定していた事案。

3 公判経過等

昭和42年10月23日 被告人兩名を強盗殺人罪で通常逮捕
12月28日 同罪で公判請求
昭和45年10月6日 水戸地裁土浦支部で、無期懲役判決
昭和53年7月3日 最高裁で、無期懲役判決が確定
昭和58年12月23日 水戸地裁土浦支部に対し、第1次再審請求
平成8年11月 被告人兩名について仮釈放
平成13年12月6日 水戸地裁土浦支部に対し、第2次再審請求
平成17年9月21日 同支部で、再審開始決定
平成21年12月14日 最高裁で、検察側の特別抗告棄却
平成23年5月24日 水戸地裁土浦支部で、強盗殺人につき無罪判決

4 再審判決の概要

確定判決は、被告人兩名の自白、犯行直前に被害者方前で被告人兩名を目撃したとする目撃供述等から本件犯行を認定したのに対し、本判決は、上記目撃供述につき、

○ 供述経過や視認条件等を踏まえ、信用性に疑問があるとし、被告人兩名の自白につき、真実性を実質的に支える補強証拠等は見当たらないとした上で、

○ 犯行の全般につき内容に変遷が多く、その合理的な理由もないこと
○ 客観的事実と整合しない点等が見られること
○ 捜査官の誘導等が行われた可能性が否定できないこと
等を理由にその信用性を否定し、強盗殺人につき無罪判決を、その他の罪につき、改めて懲役2年、執行猶予3年の判決を言い渡した。

1 検挙状況《5月24日（前段期日後44日、後段期日後30日）現在》

| | 今回 H23.5.24現在 | | | 前回 H19.5.22現在 | | | 前回比 | | |
|------------------|------------------|-----|-----------|------------------|-----|-----------|-----|------|------------|
| | 事件数 | 件数 | 人員(うち逮捕) | 事件数 | 件数 | 人員(うち逮捕) | 事件数 | 件数 | 人員(うち逮捕) |
| 買収 | 73 | 332 | 678 (106) | 67 | 514 | 730 (175) | 6 | -182 | -52 (-69) |
| 自由妨害 | 23 | 27 | 23 (19) | 37 | 49 | 38 (31) | -14 | -22 | -15 (-12) |
| 詐偽登録 詐偽投票 | 19 | 30 | 29 (11) | 32 | 56 | 78 (31) | -13 | -26 | -49 (-20) |
| 投票偽造 | 1 | 1 | 3 (2) | 3 | 4 | 10 (10) | -2 | -3 | -7 (-8) |
| 投票干渉 | 2 | 2 | 3 (1) | 3 | 3 | 8 (5) | -1 | -1 | -5 (-4) |
| 文書違反 | 18 | 19 | 28 (0) | 6 | 7 | 7 (1) | 12 | 12 | 21 (-1) |
| 選挙事務関係者の 選挙運動 | 6 | 6 | 6 (0) | 2 | 2 | 2 (0) | 4 | 4 | 4 (0) |
| 政治資金規正法 違反 | 1 | 15 | 15 (2) | 0 | 0 | 0 (0) | 1 | 15 | 15 (2) |
| その他 | 9 | 45 | 11 (2) | 9 | 21 | 11 (4) | 0 | 24 | 0 (-2) |
| 合計 | 152 | 477 | 796 (143) | 159 | 656 | 884 (257) | -7 | -179 | -88 (-114) |

<主な検挙事例>

買収（福井、岡山、埼玉、石川、大阪、兵庫、和歌山、長崎、大分）
投票偽造（静岡）、政治資金規正法違反（北海道）

2 警告件数《5月24日（前段期日後44日、後段期日後30日）現在》

単位:件

| | 今回 H23.5.24現在 | 前回 H19.5.22現在 | 前回比 |
|------|------------------|------------------|------|
| 文書頒布 | 561 | 509 | 52 |
| 文書掲示 | 4,011 | 4,307 | -296 |
| 言論 | 37 | 119 | -82 |
| その他 | 188 | 254 | -66 |
| 合計 | 4,797 | 5,189 | -392 |

(注) 今回の件数に宮城県は含まれていない。

1 運動の期間、重点等

- (1) 期間：平成23年5月11日（水）～20日（金）
- (2) 主催：内閣府、警察庁等10省庁、自治体、(財)全日本交通安全協会等14団体
- (3) 運動の基本及び全国重点
 - 運動の基本
 - 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 全国重点
 - ・ 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
 - ・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ・ 飲酒運転の根絶

2 期間中の交通事故の発生状況等

| | 発生状況 | 前年比 |
|------|---------|----------------|
| 発生件数 | 18,879件 | -1,947件（-9.3%） |
| 死者数 | 119人 | +1人（+0.8%） |
| 負傷者数 | 23,136人 | -2,512人（-9.8%） |

※ 発生件数、負傷者数は概数である。

※ 5月20日現在の交通事故死者数は、1,671人（前年比 -36人 -2.1%）

※ 昨年4月の交通安全運動期間中と比較すると、発生件数 -996件 -5.0%
 死者数 +23人 +24.0%
 負傷者数 -1,230人 -5.0%

3 期間中の交通死亡事故等の特徴

- 子ども（15歳以下）の死者数は5人（前年比2人増）
- 高齢者の死者数は45人（前年比9人減）、全死者数の37.8%
- 自転車乗用中の死者数は14人（前年比6人減）
- 自動車乗車中の死者数は28人（前年比10人減）、うちシートベルト着用が13人（前年比8人減）、非着用が15人（前年比2人減）
- 飲酒運転による交通事故は86件（前年比37件減）、うち死亡事故は4件（前年比4件減）

1 被害状況（5月25日現在。以下同じ。）

死者：15,217人、行方不明者：8,666人、負傷者：5,339人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約42,000人の警察官を派遣。
- 約12,300人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約4,300人（岩手約1,400人、宮城約1,900人、福島約1,000人）

3 これまでの特別派遣部隊の数等

| 県別 | 岩手県 | 宮城県 | 福島県 | 合計 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 特別派遣人員 | 約 13,400人 | 約 17,400人 | 約 11,200人 | 約 42,000人 |
| 人・日(延べ) | 約 89,900人 | 約117,800人 | 約 73,800人 | 約281,500人 |
| ヘリ運用(延べ) | 189機 | 187機 | 190機 | 566機 |

4 主な災害警備活動

○ **福島第一原子力発電所周辺における活動**

- ・ 4月22日の警戒区域の設定に伴い、特別派遣部隊約250人態勢で警戒区域内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 4月14日以降、福島第一原子力発電所から10km圏内の行方不明者の部隊による搜索を継続。
- ・ 福島県警察では、5月10日、12日、22日及び25日に実施された警戒区域内（川内村・葛尾村・田村市・南相馬市・富岡町）への一時立入りに伴い、パトカー等による先導、同村内における警戒活動を実施。

○ **身元確認**

警察官約520人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約13,000体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約86%）。

また、身元確認作業の強化を図るため、岩手、宮城、福島の被災3県に部隊を派遣し、被災3県警察と連携し、146名体制で、5月13日から10日間集中的に行方不明者の家族からの再聴取に取り組み、約1,700人の行方不明者に係る家族からの再聴取を実施。

○ **防犯、犯罪取締り及び被災者支援**

地域警察特別派遣部隊を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした警戒・警ら、犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者の心のケアを実施。

○ **通信機能の維持・復旧のための活動**

警備部隊への職員の帯同（20人）による通信手段の確保。東北管区内の各県情報通信部において、全国から派遣された職員（39人）の応援を得て、通信機器、無線中継所の復旧に向けた実査・整備検討。